

市街化区域及び市街化調整区域に関する 都市計画が定められていない都市計画区 域における開発許可等と農地転用許可と の調整に関する手続等について

〔 昭和 50 年 3 月 28 日 50 構改 B621 〕
農林省構造改善局長から知事あて

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和 49 年法律第 67 号）昭和 50 年 4 月 1 日から施行されるが、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域内における改正後の都市計画法附則第 4 項の規定による開発行為の許可等と農地転用許可との調整に関する手続き等については、建設省との了解により下記によることとしたので、この旨了知のうえ、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、この調整に関する手続等については、建設省において、別添写しのとおり通達されているので申し添える。

記

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域について、改正後の都市計画法附則第 4 項の許可（以下「開発許可」という。）に関する権限を有する者（以下「開発許可権者」という。）又は農地法第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の許可及び同法第 73 条第 1 項の規定による農地等（農地法第 4 条、第 5 条又は第 73 条の規定により転用（その他の権利の設定又は移転を含む。以下同じ。）が制限をされる土地をいう。以下同じ。）の転用の許可（以下、「転用許可」という。）に関する権限を有する者（以下「転用許可権者」という。）はその権限に係る処分をしようとする場合において、当該処分に係る土地が農地等であるときは、次により相互に連絡又は調整を図るものとする。

(1) ア 開発許可権者又は転用許可権者は、開発許可又は転用許可（これらの許可に関し事前審査の制度が設けられている場合にあつては、当該事前審査の申出についての内示を含む。以下同じ。）に関する処分をしようとするときは、あらかじめ相互に連絡し、可及的すみやかに調整を図るものとする。

イ 開発許可及び転用許可は、アによる調整を了した後に同時にするものとする。

(2) 開発許可権者は、改正後の都市計画法附則第 5 項により準用される同法第 42 条第 1 項但し書の規定による許可をしようとする場合において、当該許可の申請に係る事実が転用許可に係るものであるときは、あらかじめ転用許可権者に連絡し、可及的すみやかに調整を行うものとする。

(3) 開発許可権者は、改正後の都市計画法附則第 5 項により重用される同法第 45 条の規定による承認を使用する場合において、当該承認の区域に係る事実が「転用許可に係るものであるときは、あらかじめ転用許可権者に連絡し、可及的すみやかに調整を行うものとする。

(4) 転用許可権者は、転用許可の取消し処分をしようとする場合において、当該処分に係る土地の全部又は一部が開発許可にかかるものであるときは、あらかじめ当該処分をする理由及び時

期を開発許可権者に連絡するものとする。

- (5) 開発許可権者は、改正後の都市計画法附則第 5 項により準用される同法第 38 条の規定による開発行為の廃止の届出があった場合において、当該開発行為に係る土地の全部又は一部が農地等であるときは、その旨を転用許可権者に連絡するものとする。
- (6) 開発許可権者又は転用許可権者は、改正後の都市計画法附則第 4 項又は農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項若しくは第 73 条第 1 項の規定に違反して開発行為等を行っている事例（開発許可又は転用許可の条件に違反しているものを含む。）を知った場合において、当該事例に係る土地の全部又は一部が農地等であるときは、遅滞なくその旨を相互に連絡するものとする。

(別添) 〔省略〕